

○鹿児島大学奄美群島拠点国際島嶼教育研究センター奄美分室公用車使用要項

平成27年4月1日

国際島嶼教育研究センター長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、鹿児島大学公用自動車等運行管理要項(平成18年10月16日学長裁定。以下「公用車要項」という。)第16第5項の規定に基づき、鹿児島大学奄美群島拠点国際島嶼教育研究センター奄美分室(以下「奄美分室」という。)が管理する自動車等(以下「公用車」という。)の使用について、必要な事項を定める。

(管理責任者)

第2 公用車の運行及び管理に関する業務を統括するため、管理責任者を置き、国際島嶼教育研究センター長(以下「センター長」という。)をもって充てる。

(運行管理者)

第3 第10から第13に掲げる措置について指示するため、運行管理者を置き、センター長が指名する教員をもって充てる。

(運行管理補助者)

第4 業務の補佐を行わせるため、運行管理補助者を置き、研究協力課研究支援係長をもって充てる。

(使用目的)

第5 公用車は、原則として奄美群島拠点の管理、教育及び研究に必要な業務に使用できるものとする。

(登録運転者の承認)

第6 職務遂行に付随し運転業務に従事させる必要があるときは、公用車運転登録申請書(別紙様式第1号)及び運転免許証の写しを、当該職員から提出させ、登録運転者として条件を満たしている場合はセンター長が承認する。

2 前項で承認された場合は、運行管理者は公用車運転登録者名簿(別紙様式第2号。以下「運転者名簿」という。)に登載するものとし、センター長は、必要に応じ、運行管理者に運転者名簿の提出を求めることができる。

3 第1項に定める登録運転者としての有効期間は、運転免許証の有効期限までとする。ただし、有効期間内に登録運転者から更新された運転免許証の写しの提出を受けた場合は、有効期間を更新することができる。

4 前項の有効期限を経過した後、引き続き登録運転者として承認を受ける場合においては、第1項の規定による。

5 運行管理者は、公用車の運転等にかかる職務遂行のため、必要に応じ運転手等に運転免許証の提示及びその写しの提出を求めることができる。

(登録運転者の条件)

第7 登録運転者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 鹿児島大学が加入する自動車任意保険対象者となる職員であること。
- (2) 運転免許証取得後1年以上の運転経験を有していること。
- (3) 過去1年以内に道路交通法に違反して運転免許の取消し又は停止の処分を受けていないこと。

(登録運転者の承認取消)

第8 センター長は、登録運転者からの申し出によるほか、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、登録運転者の承認を取り消すものとする。この場合において、センター長は、承認を取り消す者に対し口頭又は書面により通知しなければならない。

- (1) この要項に違反したとき。
- (2) 本学所属の教職員でなくなったとき。
- (3) 所有する運転免許証が効力を失ったとき。
- (4) 第7第1項第3号に該当することとなったとき。
- (5) 健康状態が良好でなくなったとき。
- (6) 登録運転者として適当でないとセンター長が認めたとき。

(使用の手続き)

第9 登録運転者は、公用車を使用するときは、公用車使用申請書(別紙記様式第3号)を運行管理者に提出し、使用許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、奄美分室の管理運営に使用する場合は申請を要さず、許可を得たものと見なす。
- 3 登録運転者は、許可された使用目的以外の用に公用車を使用してはならない。

(安全運転に関する義務)

第10 登録運転者は、公用車を使用するときは、次の事項を遵守し安全運転に努めなければならない。

- (1) 運行前は日常点検表(別紙様式第4号)により始業点検を必ず実施し、正常な状態であることを確認してから使用すること。
- (2) 交通法規を遵守し、安全運転に心がけること。
- (3) 使用途中でやむを得ず公用車から離れるときは、盗難及び損傷等に対する予防措置を行うこと。
- (4) アルコール探知器を用いた酒気帯びの有無の確認は、運行前後に行わなければならない。

(使用後の措置)

第11 登録運転者は、公用車の運行後、点検・清掃の上、所定の場所に格納し、運転日誌(別紙様式第5号)に所定の事項を記入の上、鍵を運行管理者に返納しなければならない。

- 2 運行管理者は、各月の使用状況を翌月10日までに運転日誌の写しを以てセンター長に報告するものとする。

(事故発生時の措置等)

第12 登録運転者は、公用車の運転中に事故が生じたときは、公用車要項第14に基づく措置を取るとともに、速やかに運行管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 登録運転者は、故意又は重大な過失により第三者に傷害または物質上の損害を与えた場合、若しくは道路交通法等に違反し処罰された場合は、その責任を負わなければならない。
(経費の負担)

第13 公用車の使用のために要する次の各号に掲げる経費は、使用者負担とし、以下のとおり負担するものとする。

(1) 燃料費は、年間支出額を走行距離により按分した額とする。

(2) その他(通行料、航送料等)は、使用者負担とする。

2 公用車の車検・整備費等は、奄美分室が負担するものとする。

(その他)

第14 この要項に定めるもののほか、公用車の使用に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年7月25日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年5月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。